

松戸市景観条例の一部を改正する条例

松戸市景観条例（平成23年松戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
目次 第1章～第7章 （略） 第8章 景観形成推進地区（<u>第20条・第21条</u>） 第9章・第10章 （略） 附則 （事前協議書の提出） 第4条 <u>法第16条第1項の規定による行為の届出</u>をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に事前協議書を提出しなければならない。 2 前項の規定は、<u>法第16条第2項による変更の届出をしようとする者について準用する。</u> （助言又は指導） 第5条 市長は、前条に規定する事前協議書の提出があったときは、<u>法第8条第2項第2号に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に基づき必要な助言又は指導をすることができる。</u> 2 （略）	目次 第1章～第7章 （略） 第8章 <u>景観形成重点地区及び景観形成推進地区</u>（<u>第19条の2～第21条</u>） 第9章・第10章 （略） 附則 （事前協議書の提出） 第4条 <u>次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に事前協議書を提出しなければならない。</u> (1) <u>法第16条第1項に規定する行為</u> (2) <u>事前協議が必要な事項として市長が景観計画に定めた行為</u> 2 前項の規定は、<u>同項の規定により提出した事前協議書に記載されている行為を変更しようとする者について準用する。ただし、当該変更をしようとする内容が、良好な景観形成を図る上で影響が少ないと市長が認める場合は、この限りでない。</u> （助言又は指導） 第5条 市長は、前条に規定する事前協議書の提出があったときは、<u>法第8条第3項に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に基づき必要な助言又は指導をすることができる。</u> 2 （略）

(完了の届出)

第9条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

(審議会の任務)

第17条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

(1)～(4) (略)

(5) 景観形成推進地区の指定並びにその変更及び解除に関すること。

(6)・(7) (略)

2 (略)

第8章 景観形成推進地区

(完了の届出)

第9条 第4条の規定による事前協議書の提出又は第6条の規定による届出をした者は、当該事前協議書又は届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

(審議会の任務)

第17条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

(1)～(4) (略)

(5) 景観形成重点地区及び景観形成推進地区の指定並びにその変更及び解除に関すること。

(6)・(7) (略)

2 (略)

第8章 景観形成重点地区及び景観形成推進地区

(景観形成重点地区の指定)

第19条の2 市長は、地域の個性や魅力を創出していくために、特徴的な景観をつくりだしている地区や通り、新たに景観を形成する地区等を、住民や地域の合意形成に基づき景観形成重点地区として指定することができる。この場合において、市長は、次に掲げる事項を景観計画に定めるものとする。

(1) 当該地区における良好な景観の形成に関する方針

(2) 当該地区のうち特性に応じてより重点的に景観形成を図る区域

(3) 当該地区における良好な景観の形成のための行為の制限並びにその種類及び規模に関する事項

(4) 第4条第1項に基づく事前協議書の提出を必要とする行為並びにその対象物及び規模に関する事項

2 前項第3号及び第4号の事項は、前項第2号の区域ごとに定めることができる。

3 市長は、景観形成重点地区を指定しようとする

ときは、審議会の意見を聴くものとし、必要に応じて、当該地区の関係住民等と協議するものとする。

4 前項の規定は、景観形成重点地区の指定の変更及び解除について準用する。

(景観形成推進地区の指定)

第20条 市長は、次条第1項に規定する景観形成推進協議会によって作成された良好な景観形成を推進する景観形成の目標や方針等を地区景観形成計画として策定し、当該計画を定めた地区を景観形成推進地区として指定することができる。この場合において、市長は、次に掲げる事項を地区景観形成計画として景観計画に定めるものとする。

(1) 当該地区における良好な景観の形成に関する方針

(2) 当該地区における良好な景観の形成のための行為の制限並びにその対象物及び規模に関する事項

2 (略)

(削除)

3 前項の規定は、景観形成推進地区の指定の変更及び解除について準用する。

別表(第7条関係)

行為	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<u>次の各号のいずれかに該当する建築物</u> (1) <u>次のいずれにも該当しない建築物</u> ア <u>地盤面からの高さが15メートルを超える建築物</u> イ <u>延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物</u> (2) <u>前号ア及びイに掲げる建築物のうち良好な景観形成を図る上で影響が少ないと市長が認めるもの</u>
工作物の新設、増築、改築	<u>次の各号のいずれかに該当する工作物</u>

(景観形成推進地区の指定)

第20条 市長は、景観計画区域のうち特に積極的かつ継続的に良好な景観形成を推進する必要があると認める地区を景観形成推進地区として指定することができる。この場合において、市長は、当該地区における良好な景観の形成に関する方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を地区景観形成計画として景観計画に定めるものとする。

2 (略)

3 市長は、景観形成推進地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、景観形成推進地区の指定の変更及び解除について準用する。

別表(第7条関係)

行為	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<u>次の各号のいずれにも該当しない建築物</u> (1) <u>地盤面からの高さが15メートルを超える建築物</u> (2) <u>延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物</u>
工作物の新設、増築、改築	<u>次の各号のいずれにも該当しない工作物</u>

築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	(1) <u>高さが2メートルを超える擁壁で長さが30メートルを超えるもの</u> (2) <u>門、塀、柵その他これらに類するもので、高さ2メートルかつ長さ30メートルを超えるもの</u> (3) <u>煙突、高架水槽その他これらに類するもので、高さ15メートルを超えるもの</u> (4) <u>鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さ15メートルを超えるもの</u> (5) <u>製造施設、貯蔵施設、その他これらに類するもので、高さ15メートルを超えるもの</u> (6) <u>機械式駐車場で、築造面積が300平方メートルを超えるもの</u>	築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	(1) 次のいずれにも該当しない工作物 ア <u>高さが2メートルを超える擁壁で長さが30メートルを超えるもの</u> イ <u>門、塀、柵その他これらに類するもので、高さ2メートルかつ長さ30メートルを超えるもの</u> ウ <u>煙突、鉄塔、高架水槽、携帯電話基地局アンテナその他これらに類するもので、高さ15メートルを超えるもの</u> エ <u>鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さ15メートルを超えるもの</u> オ <u>製造施設、貯蔵施設、その他これらに類するもので、高さ15メートルを超えるもの</u> カ <u>機械式駐車場で、築造面積が300平方メートルを超えるもの</u> キ <u>太陽光発電設備その他これに類するもので、パネル等の面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> (2) <u>前号アからキまでに掲げる工作物のうち良好な景観形成を図る上で影響が少ないと市長が認めるもの</u>
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事中の建築物及び工作物に対するこの条例による改正後の第4条、第7条及び別表の規定の適用については、なお従前の例による。